

平成25年2月22日

於：国土交通省中央合同庁舎3号館11階特別会議室

交通政策審議会海事分科会

第40回船員部会

議事録

目 次

1. 開 会	1
2. 議 事	
議題 1. 平成25年度海事関係予算（重要事項）等について	1
議題 2. 平成 25 年度船員災害防止実施計画について	4
議題 3. 船員派遣事業等フォローアップについて	11
議題 4. 船員派遣事業の許可について	13
3. 閉 会	13

【出席者】

(委員及び臨時委員)

公益代表 竹内委員、今津委員、鎌田委員、河野委員、久宗委員

労働者代表 池谷委員、立川委員、平岡委員、藤澤委員

使用者代表 五十嵐委員、小比加委員、鈴木委員、長岡委員、濱田委員

(事務局)

国土交通省 花角審議官

総務課 岩本企画官、藤原財務企画室長

海事人材政策課 多門海事人材政策課長、古坂雇用対策室長、白崎企画調整官、三浦専門官

運航労務課 山本運航労務課長、松澤安全衛生室長

海技課 岩月海技課長

開 会

【白崎企画調整官】 それでは、皆様おそろいでございますので、ただいまから交通政策審議会海事分科会第40回船員部会を開催させていただきます。

事務局の海事人材政策課、白崎でございます。

本日は、委員及び臨時委員総員17名中14名全員のご出席となり、交通政策審議会令第8条第1項及び船員部会運営規則第10条の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

まず、配付資料の確認をさせていただきます。

資料1-1「平成25年度海事局関係予算概要」、これが1部、資料1-2「平成25年度海事局関係税制改正要望結果概要」、これが1部、資料2「交通政策審議会への諮問について」諮問第170号「平成25年度船員災害防止実施計画について」が1部、これは諮問文1部と別紙23枚で構成されております。参考資料として、資料2-1「平成25年度船員災害防止実施計画について」これが1部、6枚、資料3「船員派遣事業の許可に係る事業場監査の結果について」、これが1部、3枚、資料4「交通政策審議会への諮問について」諮問第169号「船員派遣事業の許可について」が1部、資料4-1が1部、3枚でございます。

資料は行き届いておりますでしょうか。

それでは、早速、議事に入りたいと思います。

本日の船員部会につきましては、船員部会運営規則第4条第2項の規定により、落合部会長から竹内部会長代理に一任する旨のご連絡をいただきましたので、竹内部会長代理に司会進行をお願いいたします。

1. 平成25年度海事関係予算（重要事項）等について

【竹内部会長代理】 竹内でございます。今日は落合部会長、ご都合によりということでございますので、私のほうで司会進行を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

では、議事に入りたいと思います。

まず、議題の1になります。平成25年度海事関係予算（重要事項）等につきまして、事務局よりご説明をお願いいたします。

【岩本総務課企画官】 海事局総務課の岩本でございます。お手元の資料に沿いまして、

簡単にご説明させていただきたいと思います。

まず、ページをめくっていただきまして、1ページでございます。海事局の平成25年度予算、総額が295.6億円でございます。対前年倍率としましては、2.11倍となっております。内訳としましては、行政経費30.1億円、そして独立行政法人経費としまして105.3億円、そして予算要求上はなかったんですけれども、東日本大震災復興特別会計ということで、復興庁一括計上でございますけれども、これが160.2億円ということで、結果的に対前年比2.11倍となっております。

主な予算項目でございますけれども、一番下の箱を見ていただければと思いますが、海洋フロンティアへの挑戦、これが13.8億円、そして被災した中小造船業の復興の促進、これが160.2億、内航海運・フェリーの競争力向上・体質強化、これが2.7億、災害時の船舶による効果的な救援活動の促進等、これが3,000万でございます。船員雇用促進対策等が1.9億、そして独立行政法人経費としまして105.3億となっております。また、関連事項としまして、離島航路の確保維持等による地域交通の活性化ということで333億円の内数と計上させていただいております。

細かなものにつきましては、詳細につきましては2ページのほうをご覧くださいと思います。25年度予算以外にも、24年度補正予算としまして7億円ほど計上させていただいているという状況でございます。

船員関係につきましては、9ページのほうを見ていただければと思います。9ページの5の船員雇用促進対策等ということで、船員雇用促進対策事業費補助金ということで、対前年同額の1億5,000万を計上させていただいております。内訳としましては、船員計画促進等事業の中に新規船員資格取得促進助成金、そして船員計画雇用促進助成金という内訳になっております。また、10ページでございますけれども、アジア地域における船員養成としまして3,900万、対前年度同額を計上させていただいております。

それ以外につきましては、割愛させていただきましたが、ぜひ読んでいただきたいと思います。

予算に関しましては、以上でございます。

【藤原財務企画室長】 引き続きまして、税制の関係につきまして、ご報告を申し上げたいと思います。財務企画室長の藤原と申します。よろしく願いいたします。

資料1-2でございますけれども、税制改正要望結果の概要をつけております。海事局の税制改正要望、今年は2点ございまして、1点がいわゆるトン数標準税制の拡充でござ

います。それから、もう一点が、船舶特別償却の制度の延長ということで、トン数標準税制につきましては拡充が認められ、船舶特償のほうにつきましても延長ができたということで、私どもとしては大変いい内容の回答をいただいたというふうに思っております。

具体的には、資料をおめくりいただきまして、まずトン数標準税制の拡充についてでございますが、こちらのほうは、背景・目的にあるとおり、経済安全保障の早期の確立ということと国際競争力の強化という2つの背景・目的を持っております。その形で要望いたしまして、その拡充要望が認められました。具体的には、一番下の箱の2つ目の拡充対象船舶ということで、日本の外航船社の海外子会社が所有する一定の要件を満たした外国船を、準日本籍船というふうに、位置づけたいと考えておりまして、こちらのほうに拡充をするということです。それから拡充対象隻数につきましては、各年度の外航日本船舶の増加隻数の3倍までの準日本籍船舶の隻数とするという、日本籍を増やした分について、各社、その3倍まで、準日本籍船を対象として含めるということを認める内容としております。

それから、みなし利益の水準につきましては、日本籍船よりも1.5倍にしておりまして、準日本籍船と日本籍船で差をつけております。

なお、この具体的な日本籍船の増加のペースであるとか、日本人船員の育成等の内容につきましては、今週の水曜日に海事分科会のほうで、今日ご参加の先生にも何人か加わっていただき、ご審議をいただいております。今度、3月5日に答申をいただくことで、今、鋭意作業を進めているところでございます。

続きまして、船舶特償の関係でございますけれども、1ページおめくりをいただきまして、こちらのほうは環境負荷の低減ということもあわせまして、国際競争力ということとあわせまして、その環境負荷低減船への誘導が必要だというふうに考えております。要望の結果といたしまして、3つ目の箱ですが、2年間の延長、特別償却の率については現行どおりということでございます。外航船舶につきましては、CO₂排出量について、さきの改正海洋汚染防止法で定める一定の排出基準を一定の率上回る、具体的には7%上回るような要件を許可する等の見直しを行うこととしております。それから、内航船舶については、設備要件の一部を見直したいと考えております。

税制改正の概要については、以上でございます。

【竹内部会長代理】 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問等ございますでしょうか。

2. 平成25年度船員災害防止実施計画について

それでは、他にないようでしたら、次の議題に移りたいと思います。

次の議題は2になります。平成25年度船員災害防止実施計画について。では、これにつきまして、事務局よりご説明をお願いいたします。

【松澤安全衛生室長】 安全衛生室の松澤と申します。よろしくをお願いいたします。

本日は、昨年11月の第38回部会におきましてご了承いただきました第10次船員災害防止基本計画の実施を図るため作成しました平成25年度船員災害防止実施計画案につつきまして、ご説明させていただきます。

まず、資料といたしまして、お手元にごございます資料2-1のほうからご覧ください。

まず、その1ページにおきましては、ご参考としまして、第10次船員災害防止基本計画の概要を記載しております。上のほうにおきまして、10次基本計画の25年度から29年度までの5年間におきまして、一般船舶の死傷災害につつきましては11%減、漁船につつきましては15%減、合計13%減という目標を掲げさせていただいております。また、従来の数値による目標のほかに、船員災害による死亡・行方不明者数を2割減少させるという2つ目の目標も掲げさせていただいたところです。

以下、その下に書いておりますように、今回、10次基本計画におきましては、実施主体別の取組体制、あるいは主要な対策の推進等を記載させていただいたところがございます。

引き続きまして、ちょっと飛びますが、資料2の別紙1ページをご覧ください。平成23年度船員災害発生状況を記載しております。前回、基本計画の際におきましては、平成22年度のデータでご紹介しておりますが、今回、23年度の状況が取りまとまっておりますので、そちらのほうに表形式で記載しております。

まず真ん中の死傷災害につつきましては、合計としまして10.5%、これにつつきましては対前年度に比べまして4%減となっております。また人数的には707人となっております。以下、右のほうに一般船舶、外航、内航（大手）、内航（その他）、漁船、その他という内訳を記載しております。また、疾病につつきましては、合計といたしまして9.1%、対前年度8%減、人数としましては610人となっております。

さらに、その下に、海陸の発生状況の比較をしております。左が死傷災害関係となっております。船員関係が青、陸上関係がオレンジということで色分けしておりますが、まず陸上におきましては、林業が27.7%ということで、引き続き高い発生率となっております。

ます。さらに林業に続くものとしまして、鉱業が13.9%ということとなっております。

一方、船員関係としましては、この鉱業とほぼ並ぶものとしまして、漁船関係が13.4%となっております。これにつきましては基本計画の際にもご説明しましたが、漁船における死傷災害の発生率がなかなか減少しないということがございますので、今回、第10次の基本計画5年間を通じまして、特に漁船に対する対策について、力を入れていきたいと考えております。

また、この死傷災害の全産業平均が2.1%となっております。船員関係、全船種の平均は10.4%となっておりますので、海陸比較しますと、船員関係につきましては5倍の発生率となっております。

また、右には死亡災害発生率の海陸比較の表を記載しております。この中で、特に漁船が0.15%ということで、若干低目となっております。これにつきましては、この死亡災害発生率につきましては、陸上と比較する観点から、行方不明については含んでおりませんので、純粹に死亡された方の発生率の比較をしております。漁船が若干低めとなったものは、この23年度におきましては、漁船関係で死亡が多い大規模海難が比較的少なかったことによると考えてございます。

続きまして、その次の2ページをご覧ください。こちらにおきましては、基本計画の際にもご紹介しておりますが、上が災害発生率の推移、下が疾病発生率の推移という折れ線グラフとなっております。先ほどもご説明しましたように、今回、23年度の実績がまとまっておりますので、一番右のほうに、23年度のそれぞれの発生率を記載しております。

まず、災害発生率でございますが、一番上、青い点線で示しております漁船につきましては13.6%となり、前年度15.3%よりも1.7ポイント減少しております。また、緑の一般船舶につきましては9.6%と、前年度8.3%、1.5ポイントの増加となっております。

この一般船舶で若干増加した原因としましては、特に職務外の時間におきまして、例えば、階段から滑って転倒したということで、従来より7人増加したことで、全体としまして、22年度に比べて一般船舶ですと29人負傷された方が増えたことによります。なお、その下に記載しております疾病発生率につきましては、いずれの船種においても減少しております。

再度、資料2-1にお戻りいただければと思います。資料2-1の2ページをお開きください。

この2ページが一番上、23年度の船員災害発生率につきましては、先ほどご説明したものですので、これは省略いたします。

その下に死亡・行方不明者数26人としております。そのグラフでおわかりとなるように、平成22年度、前年度が27人となっておりますので、1人の減、横ばいとなっております。

また、その下に書いてございます死傷災害につきましては、転倒とはさまれが多い。死亡・行方不明の原因につきましては、海中転落と海難で過半数を占める。高年齢船員につきましては、死傷災害・疾病ともに高い。疾病の種類別発生状況ですと、筋骨格系が21%、消化器系が20%ということで、これらにつきましては、従来どおりの傾向となっております。

続きまして、次の3ページをご覧ください。

こちらの3ページから4ページにおきましては、船員災害防止のための主要な対策を記載しておりますが、例えば、依然として高い発生率となっております転倒、はさまれにつきましては、別紙の10ページ、11ページにおきましては、一般船舶、漁船に共通の対策を、また14、15ページには、魚の血のりや漁具・漁網に足をとられたなどによります甲板上の転倒等、漁船に特有の対策を記載しているということで、構成の仕方について、共通事項と漁船特有のものに分けております。

続きまして、資料の2の別紙を、ご覧いただきたいと思っております。

資料2の6ページの中段となりますが、「また、船員災害防止の着実な実施に当たっては、船員教育機関における安全・健康教育が重要であるので、引き続き、その効果的な実施を行う。」と記載しております。これにつきましては、11月の当部会におきまして、河野委員のほうから、船員教育機関において、こういう安全・健康教育が重要という観点からご質問をいただきましたので、船員教育機関では、従来からこの安全・健康教育を実施しておりますが、改めましてこの実施計画におきまして、このような一文を記載しております。

続きまして、資料2の別紙17ページをお開きください。こちらにおきましては、生活習慣病等の疾病防止対策を記載してございます。

生活習慣病につきましては、ご存じのとおり、早期発見・早期治療が重要であることから、船員の方や、あるいは船舶所有者の方々に参考としていただくべく、コラムとして船員保険会から検査料金の一部が補助される生活習慣病予防健診について、記載しております。

今回、25年度実施計画におきまして、全部で7項目のコラムを設けておりますが、これにつきましては、実施計画の見やすさ等の観点から、今回の25年度実施計画において初めて、このコラムというものを記載させていただいております。

続きまして、19ページをお開きください。

(3) 居眠り防止対策としましては、運輸安全委員会の報告におきまして、船舶事故の10%の原因が居眠りとされ、また、その発生要因としましては、疲労、寝不足、気の緩み、風邪薬等の眠気を催す薬の服用が指摘されております。そのため、従来からの睡眠時無呼吸症候群(SAS)対策に加えまして、睡眠不足等の体調面、あるいは薬物の服用等につきまして、船員本人のみならず、船舶所有者においても船員の健康状態を把握し、適切な対策を講ずるとしております。

続きまして、21ページをご覧ください。

21ページの上で、その他の安全衛生対策の(1)としまして、外国人船員に係る安全衛生対策の推進を記載してございます。その第3段落ですが、「また、船員災害防止協会においては、船員法の改正に伴い和英併記の関係記録簿の改訂を行う。」という記載をしてございます。

これにつきましては、こちらに用意しておりますが、現在、この船員災害防止協会におきまして、安全担当者記録簿、あるいは船員安全手帳という和英併記の冊子を作っておりますが、現在、条約対応、改正船員法対応としまして、その改訂作業を行っております。和英併記ということですので、この改訂版ができた段階におきましては、船内での外国人船員の方にも参考にしていただけるのではないかと考えてございます。

また、21ページの下に行きまして、(2)ILO海上労働条約への対応を記載してございます。

ご存じのとおり、今回の条約対応の改正船員法におきましては、船内安全衛生委員会の設置、船内で調理を行う者への教育等が国内制度においても導入されております。それを受けまして、2月の中旬でございますが、同じく船員災害防止協会から、船内で調理を行う者への社内教育で使用していただくべく、こちらの「船内の食事管理」という冊子を現在、頒布しております。

次に、資料2-1の4ページとなりますが、その一番下で、平成25年度の船員災害減少目標、計画では23ページ目となりますが、を記載してございます。

最初にご説明しましたように、第10次基本計画におきまして、5年間におけます減少

目標を定めたところですが、それらの5年間の減少目標を達成するために、25年度におきましては、例えば、一般船舶の死傷災害ですと3%減、漁船では4%減、全体では3%減という目標を掲げさせていただいております。また、船員災害による死亡・行方不明者数を2割減少させるという部分につきましては、基本計画と同一の目標とさせていただいております。

次に、その5ページ目をご覧ください。

11月の本部会におきまして、第10次基本計画期間中、25年度から29年度までの5年間におきまして、新規取組を予定している事項につきましてご紹介させていただきましたが、こちらの5ページ、6ページ目におきましては、それぞれの新規取組につきまして、25年度で予定している事項について、計画の中から抜粋したものとなっております。

まず(1) 船内向け自主改善活動(WIB)の取組推進としております。これにつきましては、25年度におきましては、WIBの実施状況のほか、病院等で行われております陸上の自主改善活動についての実態調査を行い、26年度には、それらの実態調査の結果を踏まえまして、WIBの指導員養成方法等の一層の普及推進方策の検討を行うこととしております。

次に、(2) ライフジャケットの紹介・相談体制の構築でございますが、毎年9月に実施しております船員労働安全衛生月間におきまして、従来は船員災害防止大会で保護具の展示を行っておりますが、25年度からは、大会に加えまして、生存対策講習会等各種の講習会においても同様の展示を行うこととしております。また、漁種・作業形態に応じた適切な保護具につきまして、その会場におきまして相談に応じるということを考えております。また、船員災害防止協会のホームページ等におきまして、新製品等の周知を行うこととしておりますが、この1カ月ほど前から、船員災害防止協会のホームページにおきましては、既に3種類の新製品の紹介を始めております。

次に、(3) ライフジャケット着用推進員制度(仮称)の創設ですが、これにつきましては、24年度、まさに現在、陸上等におきます各種推進員、あるいは指導員等の制度の実態調査を行っております。実態調査の結果を踏まえまして、25年度におきましては、認定基準、活動内容、表彰基準等の検討を行うこととしております。

最後、6ページ目をご覧ください。

(4) ベストプラクティスの選定ということでございますが、これにつきましては、他社の模範となる優良な取組を選定し公表するベストプラクティス制度の基準等につきまし

て検討の上、初めて第1回の募集を行うことから、長目の周知・募集期間を設けたいと考えておまして、25年度から、できれば募集を開始し、26年度に第1回目の選定をしたいと考えてございます。

次に、(5)「目に、耳に訴える」分かりやすい講習会ですが、これにつきましては、新たなDVD等を活用しまして、目に訴える講習、あるいは運輸安全委員会の船舶事故調査官による現場での事故調査の経験を踏まえました耳に訴える講習のほか、家族の方にも参加していただきまして、船内の安全衛生の重要性について、家庭内でも認識を深めていただけるよう工夫していきたいと考えてございます。

最後、(6)月間の標語の見直し(家族目線の標語)でございますが、これにつきましては、船員労働安全衛生月間の標語につきましては、従来、船員の方、あるいは船舶所有者からの、いわゆる大人目線の標語となっております。しかし、奥さんや子供さんによる家族目線のものがより効果的ということから、海洋少年団、あるいは水産系高校等の船員教育機関の生徒、学生をはじめ、関係機関、団体のご協力をいただきまして、船員のご家庭への直接の募集案内を先月から開始したところです。

以上、簡単でございますが、新規取組のうち一部は既に実施しているところでございますが、今後、関係団体の皆さんと協議しながら制度の設計を行いたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で平成25年度船員災害防止実施計画のご説明を終了いたします。

【竹内部会長代理】 ご説明ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

【鎌田委員】 東大の鎌田です。

実は私、陸上の自動車のほうの交通事故削減の議論をいろいろ国交省さんとやってきていて、そのときに、何かやったときに、目標をどういう形で定めるのかという議論、それから何が新しい取組みをしたときに、その効果をどれだけ検証して、いわゆるPDCAを回すというような、そういう議論をさんざんやってきたんですけども、船舶の分野での目標設定とか、それから新しい取組みのフォローアップみたいなのは、どんな感じで考えておられるのでしょうか。

【竹内部会長代理】 では、事務局よりお願いいたします。

【松澤安全衛生室長】 はい。

当然ながら、目標を設定した上で、その検証が重要と認識しております。

この目標の達成状況検証につきましては、省内におきまして、こちらの船員災害防止計画だけではないですが、それを検証する場が毎年開催されております。ですから、そちらの省内における検証する場におきまして、この計画の目標に対しましてはこうだったと、その実績と、さらにそれに対しての今後の更なる取組についてご説明し、かつ、こちらの船員部会におきましても、毎年度、実施計画につきまして諮問させていただきますので、その際に、現状、あるいは今後の取組について、改めてご説明したいと考えております。

【竹内部会長代理】 よろしいでしょうか。

その他には、いかがでございましょうか。はい。

【池谷臨時委員】 船員災害防止のための主要な対策というところで、3ページのほうで記載されていますけれども、資料2-1の3ページです。私自身も、この東京湾に関して、10年ぐらい、この安全パトロールだとか、そういった部分で携わってきたんですが、従来、この安全パトロール、安全衛生指導ということで、いろいろな船に行く計画を立てて、その実施計画に基づいて、それぞれの船を回るような形を地域でとっているんですけども、そういった中で、比較的労務管理ですとか、きちっとされた衛生管理されている船に行く形というのが結構多かったんで、逆に言えば、その地域での取組みにおいては、高齢者が乗られているですとか、そういったランダムに取り組めるような形で、より今の船員実態を把握して、なおかつ安全衛生に関する知識を増やしていただくというような活動に取り組めるようにやっていったほうがよしいんじゃないかという、これは意見です。そういう形で、ぜひとも指導のほうをやっていただければと思っておりますので、よろしくをお願いします。

【竹内部会長代理】 今のご意見について、いかがですか。

【松澤安全衛生室長】 ただ今いただきましたご意見を踏まえまして、平成25年度の9月の安全衛生月間につきまして、5月、6月頃に月間の実施要項、実施要領を作成することとします。その要項、要領等を通じまして、十分に周知、あるいは改善について指導していきたいと思っております。

【竹内部会長代理】 ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。

では、ないようでしたら、それでは国土交通大臣からの諮問第170号「平成25年度船員災害防止実施計画について」をもって諮問された件につきましては、諮問された案の

とおりとすることが適当であるという結論にすることとして、海事分科会長にご報告いたしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【竹内部会長代理】 どうもありがとうございました。

3. 船員派遣事業等フォローアップについて

それでは、議題の2が終了いたしましたので、議題の3「船員派遣事業等フォローアップについて」、事務局よりご説明をお願いいたします。

【古坂雇用対策室長】 海事人材政策課の古坂と申します。私のほうからご説明をさせていただきます。

お手元に「船員派遣事業の許可に係る事業場監査の結果について」という資料が、資料3として、3枚つづりのものを、お配りをさせていただいております。

まず、3ページ目の資料をお開きいただけますでしょうか。船員の派遣事業につきましては、許可後3カ月以上等を経た段階におきまして、適正に派遣事業が行われているかどうかという観点からの監査を行うこととなっております。その監査内容を平成17年から開催しております船員派遣事業等のフォローアップ会議の場でご報告等をさせていただいております。このフォローアップの会議で報告、検証等がなされたものを、本日、この船員部会の場でご報告をさせていただくという流れのものになってございます。

それでは、もう一度、1ページ目にお戻りいただけますでしょうか。

まず、1ページ目のほうをご覧ください、監査内容のところを見ていただき、アラビア数字の1のところ、監査実施期間といたしまして、平成24年6月11日から24年11月14日までの間に17事業者を対象として、事業場監査の結果として報告をさせていただいております。

続きまして、具体的に監査した結果、是正指導とか、そういう問題点等がどういう点にあったのかということで、これは次の2ページをお開きいただけますでしょうか。そうしますと、2ページの算用数字の2で、船員職業安定法に基づく是正指導を実施した事業者というのが2事業者あったというふうな結果が出てまいります。これにつきましては、是正の中身は非常に軽微なものではございまして、1つは、事業所の住所が許可証の内容と

違っており、その事業者が事業所移転に伴います登記等の手続を終えていなかったことに伴う変更届が提出されていなかったというもので、登記等の手続終了後に変更届けが提出され、既に是正済みとなっているものでございます。

もう一つは、派遣先から派遣船員ごとの派遣就業した日数でありますとか労働時間、これを書面で毎月1回以上通知していなければならないという形になっているんですが、そういう事務的な部分での不備がございました。その不備につきましても、その場で是正指導を行いまして、既にこれも是正済みというふうになってございます。

同じく2ページの、算用数字の3のところをごらんいただけますでしょうか。今度は船員労働安全衛生規則に基づきます教育訓練等について監査をさせていただいた結果でございます。

派遣元から船員を派遣する場合におきましては、必要な教育訓練等を行って送り出すべきということになっているんですが、教育訓練を未実施という事業者が1件ございました。これは派遣元事業主側が平成22年に派遣事業を一時中止したことに伴いまして、教育訓練が未実施となっていたというものでございます。再開時には、きちんと教育訓練を行うよう、指導を徹底してございます。

それから、派遣先から安全衛生教育訓練の実施済みの記録、これを2派遣元事業者が受け取っていないという事案がございました。これにつきましても、派遣元、派遣先、双方につきまして是正指導を行いまして、もう既に是正がなされているという確認をいたしてございます。

なお、フォローアップ会議の場におきまして、労働側委員等のほうから、監査の結果が、軽微とはいえ、指導・是正事案が必ず出てくるということで、このようなことを繰り返さないように、許可証交付時における説明でありますとか、指導でありますとか、さらに厳格にすべきというご意見等を賜っております。それらをもとにいたしまして、私どもといたしましては、監査結果につきましては、地方運輸局等と情報を共有しておりますので、地方運輸局等においては、これらの情報を踏まえまして、事業者に許可証を交付する際に、指導・注意喚起を行っているところでございます。引き続き、このような体制を継続してまいりたいと考えております。

それから、指導・是正事案が発生するものにつきましては、実は新規事業者が大半ということもございまして、許可後3カ月後という早い段階で監査を行うこととしていることや、こうした指導・注意喚起や監査を徹底することにより、船員派遣事業が適正に運営さ

れるように、引き続き努めてまいりたいと考えてございます。

以上、甚だ簡単でございますが、フォローアップ会議のご報告とさせていただきます。

【竹内部会長代理】 ご説明ありがとうございました。

では、ただいまのご説明につきまして、ご質問等ございますでしょうか。

特にございませんようでしたら、次の議題に移りたいと思います。

4. 船員派遣事業の許可について

では、次は議題の4「船員派遣事業の許可について」ということでございますけれども、本件につきましては、個別事業者の許可に関する事項であります。したがって、これを公開することによって、当時者等の利益を害するおそれがございます。そのため、船員部会運営規則第11条ただし書きの規定によって、審議を非公開とさせていただきます。マスコミ関係の方をはじめ、関係者以外の方は、ご退席をお願いいたします。

閉 会

本日の議事は以上であります。全て終了いたしましたけれども、ほかに何かございますでしょうか。よろしゅうございますか。

では、特にないようでしたら、議事は進行をお返しいたしますので、事務局より連絡等、お願いいたします。

【白崎企画調整官】 次回の第41回船員部会の日程でございますが、3月22日、金曜日、1時半からを予定しております。場所は、ここ、11階特別会議室となりますので、よろしくをお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

【竹内部会長代理】 よろしいですか。

それでは、以上をもちまして、交通政策審議会海事分科会第40回船員部会を閉会いたします。本日はお忙しいところ、委員及び臨時委員の皆様には、ご出席いただきまして、どうもありがとうございました。

— 了 —